

平成24年5月15日

各 位

株式会社ハーモニック・ドライブ・システムズ
 代表者名 代表取締役社長 涌本 晴雄
 (コード番号 : 6324)
 問合せ先 常務執行役員 長井 啓
 TEL. 03-5471-7810

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成24年5月15日開催の取締役会において、定款の一部変更について平成24年6月22日開催予定の2011年度定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の理由

当社は、全国証券取引所が平成19年11月17日に公表した「売買単位の集約に向けた行動計画」の趣旨に則り、平成23年4月1日付をもって1株を300株に分割するとともに、単元株式数を100株とする単元株制度を採用いたしました。この単元株制度導入に伴い、単元未満株主の権利を明確化する観点から単元未満株式についての権利に関する規定を新設し、併せて単元未満株主が容易に単元株式を所有することができるよう会社法第194条に定める単元未満株主の売渡請求権に係る規定を設け、これに伴う条数の繰り下げを行うものであります。

2. 定款変更の内容

変更の内容は以下のとおりであります。

(下線__は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
(単元株式数) <u>第5条の2</u> 当会社の単元株式数は、100株とする。 (新設)	(単元株式数) <u>第6条</u> (現行どおり) (単元未満株式についての権利) <u>第7条</u> 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。 (1) <u>会社法第189条第2項各号に掲げる権利</u> (2) <u>会社法第166条第1項の規定による請求をする権利</u> (3) <u>株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利</u> (4) <u>次条に定める請求をする権利</u>

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>第6条～第46条 (条文省略)</p>	<p>(单元未満株式の買増し)</p> <p><u>第8条</u> 当会社の株主は、株式取扱規則に定めるところにより、その有する单元未満株式の数と併せて单元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。</p> <p>第9条～第49条 (現行どおり)</p>

3. 定款変更の日程

- | | |
|---------------------|-----------------|
| (1) 定款変更のための株主総会開催日 | 平成24年6月22日(金曜日) |
| (2) 定款変更の効力発生日 | 平成24年6月22日(金曜日) |

以上